



JAPAN P&I NEWS

組合員各位

令和 6 年明石海峡航路及び付近における「シラス 2 そう曳き」漁船操業に伴う航行安全対策

内海水先区水先人会から、令和 6 年明石海峡航路及び付近における「シラス 2 そう曳き」漁船操業に伴う航行安全対策について情報を入手しましたので、ご案内します。

以上

添付資料： 内海水先区水先人会からの文書（内海一技 24-017）

速 報

2024.06.04
内海一技24-017

(一社)日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中



明石海峡航路及び付近における「シラス2そう曳き」
漁船操業に伴う航行安全対策について（お願い）

拝啓 深緑の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当会水先業務に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関しまして、明石海峡航路内及び付近に於いて操業漁船が多数出漁しており、関係先に確認をとったところ、シラスを狙い操業しているとのこと。つきましては、船舶の航行安全確保の為下記の安全対策を実施致したくご理解・ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 期 間 : 令和6年6月6日（木）から当分の間（休漁日を除く）
※ 休漁日＝毎週水曜日・日曜日
2. 操業時間帯 : 日出30分前～11時頃まで
3. 安全対策 : 航路内の安全が確保されるまで航路入航は行わない。
(第2項「操業時間帯」以降に於いても、航路内の安全が確保されなければ、入航を見合わせることもある。)
【入航調整等】水先人嚮導船舶は、原則として『日出30分前～11時迄』の漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行するよう時間調整する。
然しながら、操業時間帯に明石海峡航路航行せざるを得ない船舶については、進路警戒船（1隻）を配備する。
但し、海上交通安全法に定める全長200m以上の危険物積載船及び全長250m以上の巨大船については従来通りとし、追加配備は行わない。
尚、進路警戒業務前の航路内調査は行わない。

以 上

(写) 関係各位